

第2回「成年後見制度推進マニュアル作成委員会」概要

日時 平成24年1月19日(月)13時00分～15時30分

場所 千葉県社会福祉センター3階会議室

出席者	委員	18名	
	帯同	2名	
	事務局 県社協	6名	
	傍聴者	1名	合計27名

概況 1 開会

2 議題

- (1) 社会福祉協議会法人後見マニュアル(案)について
- (2) 成年後見制度市町村申立推進マニュアル(案)について
- (3) その他

3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 開会

(高田班長)

第2回成年後見制度推進マニュアル作成委員会を開会いたします。

【議事概要】

2 議題

(新井委員長)

2回目の委員会であるが、第5回の各マニュアル作成部会の合同開催である。本日が最終になるので、最終案を固めたいと思う。本日は佐藤副委員長が欠席のために横山委員に代わりをお願いしているので、了解願いたい。

最初に法人後見マニュアル案を確定させ、市町村申立マニュアル案を確定させ、最後に各委員からこれらのマニュアルをどのように活用して、成年後見制度をどのように推進していくかということについて発言をいただき、一定の方向性を出して終わりにしたいと思う。

(1) 社会福祉協議会法人後見マニュアル(案)について

(新井委員長)

まず、事務局から説明をしてもらおう。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井委員長)

最初に36ページの郵便物の転送と送付先の変更について、前回の議論を踏まえて、社協への転送が認められる場合と認められない場合に分けて、この様な記載となったが、ここについて意見あるか。特に法人後見実務をしている社協は、これでよいか。

(長谷川委員)

これでよいかと思う。法人内での事務という部分はよく判らないのだが、誰か社協からの委員に確認して欲しい。

(竹之内委員)

このようなことは書くまでも無く、組織内で話し合われていることなので、不要ではないかと思う。

(岡本委員)

「全てを転送するか、必要な郵便物のみ送付先を法人にするか」とあるが、ここに示している理由は何か。再度確認をしたい。

(事務局 佐野)

本人のプライバシー保護のために、完全な私信までを社協に転送しなくてもよいか思いまして、このような表記をいたしました。

(岡本委員)

佐倉市社協では基本的に総務が一括管理をし、開封することが原則になっている。その

様な兼ね合いからは、事務局内での話し合いの必要性を感じる。事務処理上の明記のほう
が、社協法人後見のマニュアルとしてはわかりやすいし、着眼点としてはそのほうが良い
と思う。

(新井委員長)

牧野委員はいかがか。

(牧野委員)

あっても、なくてもよいかと思う。

(齋藤委員)

各社協で郵便物の取扱は様々であると思うので、マニュアルとしては載せることに意味
があると思う。そのため郵便物を受け取った職員が誤配だと勘違いをして、郵便物を返し
てしまうこともある。転送をかけて社協に個人名の郵便物が届いた時の取扱については、
各社協内で確認をしておくという意味合いで、載せておいたほうが良い。

(根岸委員)

着眼点として、マニュアルの中で示しておくほうが良いと思う。

(新井委員長)

それでは法人内の事務という書き出しは、この前後に多数あるが、それなりに意味があ
るとしてこのままにする。具体的な文言については最終調整をさせてもらうとする。それ
でよいか。

(福田委員)

法人後見業務か法人後見事務か、どちらかに統一したほうが良いと思う。

(新井委員長)

郵便物の転送についてはこれでよいか。

(吉田委員)

社会福祉士会で受任している場合、迅速な対応を図るために、その事務執行者に転送を
するようにしているが、社協の場合は事務局か、それとも法人後見支援員への自宅転送に
なるのか。

(新井委員長)

ここではそのようなことは考えていないと思う。

(吉田委員)

社協事務局のみへの転送となり、事務局から支援員が受け取るということか。

(新井委員長)

社会福祉士会は受任者以外に転送をすることになるのであるから、それは問題ではない
か。

(齋藤委員)

このマニュアルは社協の法人後見をする為のものであるので、社協への転送が基本であろう。その先の段階で、社協が監督人になり市民後見人が個人で受任したような場合はどうすべきかを、吉田委員の意見を聞きながら思った。品川では家裁から市民後見人個人が選任をされているが、監督人として社協がついている以上は「社協を利用して欲しい」と指導をしている。社会福祉士会の事務執行者は同じく社会福祉士として資格取得し研修を積んだものであろうから、転送は問題ないと思う。少なくとも社協が市民後見人を養成・活用する上で必要な問題だと思った。

(新井委員長)

郵便物の転送についてはこれでよろしいか。

続いて 46 ページの身体拘束について、これでよいか。身体拘束は原則禁止であることを明確にした上で、3 つの要件を満たす上ならば例外的に許容されるようにした。虐待とは言えないけれど、苦情を申し立てる場合と虐待として通報をしなければならない場合について、これでよろしいか。

(福田委員)

悪質なケースや解決困難ケースは弁護士等に相談とあるが、ただちに虐待とは言い難いが苦情を申し立てるケースと、明らかに虐待と判断して通報するケースのどちらに、悪質なケースや解決困難ケースが入るのであろうか。

(新井委員長)

繰り返しになるが、明らかに虐待のケースでも専門家に相談をすると入れた方がよいか。

(福田委員)

繰り返すというよりも、悪質なケースや解決困難なケースというのは虐待の疑いが大きいのではないかと思うので、通報した上でとしてはどうか。

(吉田委員)

イメージとしては通報を優先し、その後専門家への相談だと思う。

(新井委員長)

この表現だと少なくとも苦情を申し立てる場合となっているが、もう少し積極的に通報するような表現に改めたほうが良いか。

(長谷川委員)

相談先がどこかということだから、限定を無くしてしまったらどうか。千葉県医療センターや弁護士などに相談しますとしてはどうか。

(新井委員長)

虐待が疑われる場合は、自分だけで判断する訳ではなく、とにかく通報するという表現にするか。そして、相談先としてはどこどこと載せる。

(福田委員)

自分で虐待と判断するのではなく、通報したほうが良いのではないか。

(長谷川委員)

基本的に虐待は早めに通報である。

(鈴木委員)

在宅だけでなく施設内の虐待も、疑いの場合も含めて、市町村行政に通報することになっている。

(新井委員長)

ここのところは表現を変えよう。判断をする前に、とにかく疑われるような事例があった場合は、一義的にまずは通報するといった表現に改めよう。

(吉田委員)

直接、弁護士などに相談するのではなく、まずは市町村に通報するというほうが良い。

(杉本委員)

疑いがある場合も含めて、早めに通報し相談をするほうが、解決を図るという表現よりも良いと思う。

(新井委員長)

49 ページ **2 葬儀・埋葬・納骨**の最後の部分、「親族や市町村長による迅速な対応が期待できない場合や、市町村から協力要請がある場合は、その旨を家庭裁判所へ相談し、判断を委ねます」としたが、ここはどうか。家裁に相談をして解決するというのは現実的か。

(齋藤委員)

この表現は実態として多いことである。家裁に判断を委ねるというよりは、家裁と協議をすると家裁からは「仕方がない、後見人がやるしかないですね」と言われることが多い。故人に法定相続人がいる場合は、行政は墓地埋葬法の規程に基づいて行うことはしない、しかしその法定相続人が全く関与しないようなときに、例えば生活保護受給者の場合などは生活保護担当課から「後見人でやってもらえないか」となってしまうことが結構多いということ。後見人は被後見人が死亡すると、後見人の任務も終了となってしまうので、家裁に死後の事務をどのようにするかを協議することとなると、冒頭のように「後見人がやるしかないですね」という答えに結びつくということである。

(長谷川委員)

委ねるとしてしまうと、裁判所に決めてもらうといったニュアンスが伝わってしまわないか。

(齋藤委員)

委ねるとするのは、協議をすることであろう。

(長谷川委員)

専門職後見人の場合は、幾つかの提案をしてどれを選択すべきかを協議をするが、法人後見で行う場合は相談するという形になるだろう。

(齋藤委員)
そうだろう。

(長谷川委員)
とすると表現としては、「協議」のほうが良くはないか。

(齋藤委員)
相談でも協議でも良いと思うが。

(新井委員長)
事務局は法人後見の中ではこのような問題には対応したくないという思いが強かったように思うが。結局は家裁に相談すると「やってください」ということになりかねないので、「その前に市町村担当課と調整します」程度にしておくか。それとも「市町村担当課または家裁と調整します」とさらっとしておいた方が良いか。

(川上副部長)
その方法でよろしいかと思います。法人後見だからやらなければならないと言うことではなく、市町村と一緒にあって対応しなければいけないという主旨ですので、委員長の最後の整理の仕方がよろしいかと思います。

(新井委員長)
市町村長による迅速な対応が期待できない場合というのは、本来迅速に対応するものであるから、修正の必要がある。他に意見あるか。なければ資料編移るが。

(事務局 佐野)
55 ページに法人後見支援員養成の枠組があります。法人後見支援員養成研修は法人後見実施市町村社協が実施する専門研修である。座学が終了し人材バンクに登録してから現場実習をするようになっていますが、根岸委員から、座学後は現場実習を受けて、その後に適性のある者は人材バンクに登録をするものではないかという意見をいただきました。

(新井委員長)
それについて、根岸委員いかがか。

(根岸委員)
ただ今、市民後見人の養成を行っている。流れは事務局からの説明のとおりである。やはり登録をする人は、それなりに適正が認められた方というのがベストであると思うので、その適正を見極める機会としての現場実習というのがあろうかと思う。私としては、現場実習と登録の順番を入れ替えたほうが良いと思う。しかし、人を選考するということはなかなか難しいので、実際の運営上は適正がないと判断しているために登録だけになってしまい、その登録者から担当ケースがいつまでも来ないといったクレームがくる可能性もある。この点について、みなさんの意見が聞きたい。

(新井委員長)
55 ページの人材バンクへの登録と現場実習の順番について、根岸委員は逆のほうが良いという意見である。

(根岸委員)

大阪市社協でも市民後見人の養成を行っており、基礎研修から実務講習までの数段階にわたって研修を行っている。当初基礎研修の受講者が80名を越えていても、最終的な登録者は40名程度となっていると聞いた。適性が認められない方は、登録せずに落とすことも必要なのかなと思った。

(新井委員長)

このマニュアル上にどちらかが先だと決める必要があるか。それぞれの社協でやりやすいように判断してもらったらどうか。いかがか。だから、ここでの表現はどちらを先にしても良いといったように、取れるようにする方法もある。根岸委員の提案は絶対ということか。

(根岸委員)

絶対こうあるべきということはない。考え方を示して、最終的の運用はそれぞれの社協に委ねるといったほうが良いと思う。ここでは考え方を明示したほうが良いと思う。

(齋藤委員)

市町村申立マニュアルの35ページに厚生労働省のイメージ図がある。市町村が後見実施機関に市民後見の養成講座を委託する意味合いも含めて、研修がある。ここで問題になっているのは、登録の部分だと思う。元々厚生労働省のイメージは座学研修を終えたら行政や後見実施機関に登録するというものであった。しかし、根岸委員の発言のように「選考」の必要がある、まず「後見実施機関で行う研修に応募する」時に絞り込む、世田谷区や大阪、特に大阪は後見報酬を希望しないボランティアに絞り込んでいる。根岸委員の発言は、大阪という特殊性も加味しなければならないと思う。一方では新井委員長の意見のように、後見人材確保を幅広くしなければいけないので、座学終了後すぐに登録し、座学では不足していた実務や本人とのかかわりの仕方などを学んでもらう方が、広く市民後見人という社会資源が使えると思える。品川社協はこの厚生労働省のイメージと同じで、全面解放である。やってみたい人は誰でも学んでもらって、現場で深く理解をしてもらっている。そして、その学んでいた人が自ら修正し、後見人のあり方を正確に理解するようにしているので、あまり選考するようなことはしていない。

結論としては、根岸委員のいったようにそれぞれの市町村や実施機関に任せてみてはどうか。

(新井委員長)

事務局いかがか。

(事務局 佐野)

順番を選べるような表現をしたいと思います。

(新井委員長)

資料編についてはいかがか。

(竹之内委員)

29ページのフェイスシートであるが、相談者の区分に『配偶者』があった方が良い

と思う。実際に相談を受けていると、本人の配偶者からの相談のパターンがある。
また、その下の欄本人の資産状況に、「借家、借地」とあるが、これも資産か。

(新井委員長)

相談者の中に配偶者も入れるということか。これは異論がなければ本人の後に入れることにする。

資産状況の借地、借家についてはいかがか。

(齋藤委員)

その前に自地、自家が必要か。借地はそれなりの価値がある。

(長谷川委員)

借家、借地は借りている側の言い方であろう。

(齋藤委員)

いや借りている側も、借地権という権利がある。この様を書くのであれば、その前に自地、自家があって、その後に借地、借家があった方が良いでしょう。

(新井委員長)

ここは他の文章とバランスを考えて調整しよう。他はいかがか。

(岡本委員)

法人後見を実際に受任した時のことを考えると、30ページの親族状況と親族関係図、更にキーパーソンに書き込むことが少ないようなケースが多いのではないかと思う。逆に、第三者的関係者と法人後見人として社協がどのような関係を構築していくことのほうが、多いと思う。出来れば第三者支援状況をもう少し具体的に記入できるような、幅を太くできないか。

(新井委員長)

要するにもう少しスペースを取ったほうが良いということか。それとも記載内容を特定するか。

(岡本委員)

項を起こして、やっても良いかと思う。例えば施設入所者が在宅生活者かで別れて、エコマップのようなものを起こせるような書き振りができれば、わかりやすいかなと思う。

(新井委員長)

どうするか、みなさんの経験に基づいて意見を出して欲しい。A4の1枚の用紙に納めたほうが良いと思うが。例えば記憶の状態は必要であろうか。既に成年後見制度が開始されているのであるから、医師の診断書の部分などは割愛をしても良いと思う。そのスペースを岡本委員の意見のスペースに空けるようなことはどうか。率直な意見が欲しい。

(事務局 佐野)

このフェイスシートはどのような使い方をすると、社協が法人後見を受任する前に、内部の法人後見運営委員会に諮り、承認されたケースを後見人候補者として名前を

挙げることになると思うが、フェイスシートや支援計画はその運営委員会へ提出する資料になるようなイメージである。まさしくこれから申立をするケースの概要を把握するものとしてイメージした。だから、医師の診断書の欄もあるということである。しかしここまで細かい情報は要らないということであれば、カットしてもよいと思う。

(岡本委員)

佐倉市で委員会に審査を受けたときに、相続人をしっかりと把握するようにという指摘を貰ったので、このような形でも良いかと思う。資料編のもくじからすると後見業務を開始する時に必要な書類かと思ったので、先ほどのような意見を言った。

(新井委員長)

そのあたりを明確にすることと、資料編で意見があったら、事務局に寄せて欲しい。

(吉田委員)

誤字の指摘である。本文60ページ一番上の行、「組み事」とあるが「組む事」が正解だと思うが。

(新井委員長)

そのとおりである。

(2) 成年後見制度市町村長申立推進マニュアル(案)について

(新井委員長)

それでは法人後見マニュアルの方は終わりにして、市町村申立マニュアルのほうに移りたい。事務局から説明をして欲しい。

(高田班長)

資料に基づき説明

(新井委員長)

横山委員から何かあるか。

(横山委員)

市町村申立マニュアルの方は委員から、事務管理についての意見が多く出たように思っている。年明けに佐藤部会長と事務局と打ち合わせをして、このような形となったが、最終的にこれでよいかどうかの意見を聞きたい。

(赤荻委員)

千葉市は登記されていないことの証明書は PDF をワードに書き換えて、パソコン上で作成できるようにしている。

マニュアル内の申立書類の様式の記入例があるが、個人申立のものである。これらは全て首長申立のパターンとした方がよいと思う。

22ページ申立書類について、首長申立の場合は身ひとつで病院に保護されて、自宅も処分されてしまって、財産関係の書類が作れないことが多い。だから財産状況の書類は全て揃わなくてもよい、できる範囲でそろえれば良いとつけておいたほうが良い。

32ページの診断書の料金は直接的な申立費用ではなく、申立書類の作成費である。家

裁は直接的な申立費用は求償の対象と認めているが、この診断書の費用は認めていない。だから、診断書費用については別に請求をしなければならない。この点については触れていない。その上申書の様式は56ページにあるように、診断書が入っていない。その診断書作成費用をどのように請求するのかについて、触れたほうがいい。先ほどの例のように身ひとつで、財産は後見人が就任してからでないと把握できないような場合は、成年後見制度利用支援事業の対象か否かも分からないが、上申書だけは前もって提出をしておくようにしている。その整理がつかないので、どのようにするかである。

(新井委員長)

申立書類の記入例を首長申立パターンに変更することと、財産関係書類はできるだけそろえることを付け加えることは、事務局よろしいか。

32ページの診断書の費用は表から外し、注記のような扱いとするか。

(赤荻委員)

ここはこのままでも良いかと思うが、診断書の費用の求償の仕方を、市町村によって変わらと思うが、具体的に挙げておいたほうが良いかと思う。しかし、先ほど述べたように本人の資力がどの程度なのかが分からない場合もあるが。

(新井委員長)

32ページと56ページの問題であるが、他に意見はあるか。診断書の費用は一般的に申立費用の中に入れていいか。

(長谷川委員)

家事審判規則の改正が必要か。本人負担をさせても良いという考えと、させてはいいないという考えの整理をしないと無理か。

(齋藤委員)

市町村長申立の場合、いつも引かかる問題。事実上診断書だけは本人に負担してもらうようになっている。本来ならば戸籍謄本などの費用も掛かるはずのものである。申立費用の内、診断書費用については求償対象からは外れていると明記すれば良いのではないか。

(新井委員長)

齋藤委員の意見のような表記にしたら良いかと思うが、いかがか。

(山口委員)

診断書については、申立に必須の書類であるので、明確に記載をして欲しい。

(佐藤(有)委員)

マニュアルの表紙は「市町村申立マニュアル」とあるが、もくじでは「市町村長申立マニュアル」となっている。長はいらぬのではないか。

(新井委員長)

指摘感謝する。横山委員、事務管理について意見を述べて欲しい。

(横山委員)

保全処分の関係で、市町村が通帳などを一時的に保管しなければならないようなこともありうるが、事実上市町村が保管する事は不可能ではないかという議論がある。そのときは事務管理(25ページ)の考え方を利用する事もあるという書きぶりになった。そのために事務管理の解説も添えられたが、私も市町村の実状を詳しく理解しているわけではないので、この記述が正しいものなのか、みなさんからの意見を聞きたい。

(新井委員長)

これは申立して審判前の保全処分が下りる前に、保全するということがか。

(横山委員)

そのとおりである。その間をどうするかということである。

(長谷川委員)

どこの市町村でも、申立担当の職員の机の引き出しで管理をしてしまっているようなことを経験しているのではないか。

(新井委員長)

品川社協が後見受任をする為には、委員会で受任の承認を得てから出ないと事実上の事務管理をすることになるのか。

(齋藤委員)

当初はそうのようにしていたが、現場では申立前に保安全管理をしている。ニーズの発見の時点で緊急に、申立の準備をしながら財産を保全しなければならない場合が、結構多い。そこで誰がやれるのかとなると、公的なところがやるしかないだろうということになる。民法でいう所の事務管理という解釈を適応して、本人の財産が搾取されてしまうことを予防するために、品川区は保全・保管をすることにしている。民法の事務管理であると、認知症高齢者のために行政や社協といった第三者が管理することは、本人の意思を確認することが難しい為に、行政法に基づいて行政裁量で、担当が机の中で管理をする様なことがないように、品川区は区社協に保全・保管の委託契約を行っている。だから、結論的には、事務管理であろうが、行政裁量の中行うことになっても、同じことである。

(長谷川委員)

措置で市町村が預かって、その上で委託契約に基づいて、社協が保管するということがか。

(齋藤委員)

行政は緊急的な本人の身柄の入院や入所を、老人福祉法の措置などを利用して行うことができるが、本人のお金のことについては、私的財産になってしまうために地方自治法や地方財政法で手を出せないことになっている。役所では保管できないから、しかるべきところに保管をお願いしたいと委託をしている。これから市町村申立を活発にして、社協やNPO法人が受任していくようにする為には、そのあたりの始末をつけておくべき。個人財産を役所の金庫などに保全する事はできないので、担当者が個人的に管理し、紛失や窃盗の被害にあう、担当者による搾取も考えられる。ここを現在の表現で留めておくか、踏み込むかは別として、その様なリスクを回避するために、これらの指摘はしておいて良いと思う。

(新井委員長)

行政の事務管理だと問題がある。

(長谷川委員)

このままでは市町村職員が事務管理として、預かってしまう。

(齋藤委員)

その様な誤解が生じるので、気になる。

(新井委員長)

事務管理というのは、誰でもできること。ただし本人に報告をしなければならないが、本人はそれを理解できないので、乱用の温床にもなりえてしまう。だから、品川区は本来行政が行うべきことを、行政ができないので社協という、準公的機関に委託しているという考えで行っている。そこまで触れたほうが良いか、それともさらっと流すか。いかがか。

(牧野委員)

難しいところであるが、このままでも良いかと思う。

(佐藤(有)委員)

このままで大丈夫かと思う。

(山本委員)

佐倉市はまだケースが多くないので、実際に本人の財産の保全が必要なケースが今までなかった。だから、保全しなければならないような事態が起こりうることを始めて知ったので、はっきりとした見解はない。

(岡本委員)

非常に難しい問題だと思う。これを見た行政の担当者が、びっくりして尻込みをしないようなニュアンスで、でも知識としては持っておくことができるような書きぶりになれば良いと思う。

(竹之内委員)

柏市は少し違うところもある。このマニュアルでは事務管理の慎重な取扱いが望まれるとあり、具体的にどのようにするかを明示しているわけではないので、このままでも良いかと思う。柏市は現場で緊急的に保全や払戻しまでの相談が来る、実際にできることとできないことを、行政を含めた関係機関と話し合い、どこまでお互いができるのかというギリギリのラインを定めて対応をしている。

(新井委員長)

25ページはどのようにしたら良いか。通帳等保全しなければならない事を想定して、事務管理としてこの様に記載するか。それとも止めるか。逆に踏み込むか。どのように書いたらいいか、率直な意見が欲しい。

(川上副部長)

ここは入れるかどうかを悩んだところです。緊急でやむをえないような場合はこんな方

法があると、提唱をしているようで、考えたところです。一方で現実問題としてやらざるを得ない面もありますから、そのようなときは民法上このような規定もあると載せておくこともあったと思います。齋藤委員が委託と言う方法をおっしゃっていましたが、それはどのような方法なのですか。

(齋藤委員)

民法の規定の理論上は、新井委員長の指摘のとおり、事務管理だけでは無理があると思った。しかし、保全是しなければならぬ。行政というのは法律に基づいて業務を行っているが、細部については各自治体の裁量に任されている、行政の判断で行えるものである。その考え方の中に、行政の自由裁量の中で権限を越える内容に適切な役割を果たした裁量行為として、つまり委託をして「預かってください」としたということ。これは別に法令の明確な条例がなくても、行政の裁量の中で認められていること。これが品川区の考え方である。

(川上副部長)

とすると、通帳等は行政が一旦預かって、それを社協に委託するということですか。

(齋藤委員)

そのとおりである。先ほど指摘があったように、置いたままにしておいたら親族によって搾取が行われてしまうような場合や、留守宅に空き巣が入る可能性もある。全部を持っていかれてしまったら、命に関わるようなケースもある。だから、緊急的に保全してあげることが、権利擁護になるということ。事務管理として、社協が直接預かっている事もあるが、品川は行政からの委託を受ける形を取った。

(新井委員長)

全社協の委員会は、事務管理方式であったと思う。事務管理というのは法律上の義務がないので、誰でもできる。悪しき動機を持っていても、事務管理を堂々とできてしまう。しかも事務管理者は本人に報告をしなければならないが、本人が認知症などでその報告を理解できない場合、そこに事務管理の弱さがある。だから、これが一般に浸透するのは非常に危険なことである。だから、私はこれを少し抑制したほうが良いという立場である。

(川上副部長)

行政が預かる法的根拠はなんですか。

(新井委員長)

地方自治法の中に、住民の生活上の安全を図るといった条項がある。本人が自らの財産を安全に管理できない場合は管理をすることになるが、他方に私的財産を預かってはいけないという規程もある。だから社協のようなところに預かってもらうことが良いと思った。

(川上副部長)

行政と社協が委託契約を結んでおくということでしょうか。

(齋藤委員)

正式には。その様な仕組みを作ればよい。法人後見実施機関として、行政と一緒にやって仕組みを作ればよい。これから先、社協が法人後見受任を検討するのであろうから、そ

の様な仕組みの中で、確かに社協に預かってもらう、審判後は正式な権限に基づいて管理をしてもらう、極めて合理的に考えて行けると思う。民法 697 条を表に出すと「本人のため」と称して誰でも管理できてしまうので、社協がこの 697 条を根拠にして、一体的に管理をすればよい。

(川上副部長)
了解しました。

(長谷川委員)
民法 697 条を直接の根拠にして、私的財産を預かり続けるというのは非常にリスクが高いと思う。齋藤委員が言ったように行政法の中での保全責任については抽象的な条文しかないと思うが、それを根拠にして、老人福祉法には権利擁護について具体的に書いてある。その権利擁護を目的として一旦市町村が保全をするが、保全し続けることはできないので、どこかに委託をしなければならない。本来ならば貸金庫などで預けることになるのだろうが、社協に委託するというのもできるということなのか。

(新井委員長)
日常生活自立支援事業の中で社協が財産管理できるようになったと思う。それもひとつの根拠になるだろう。

(横山委員)
市町村行政としても現金等を預かるということは、色々な問題が出てくるだろうと思う。だから、預からざるを得ないような場合の対応例として、品川区の例を出して、市町村の取り組みを促せるような記述を入れるというのも、一つの方法である。しかし、事務管理というモノを全く出さなければ、市町村の性格としては預かれないということになってしまおうと思うので、一時的に預からざるを得ないような状況が存在するのであれば、それは市町村の責任の中でやらざるを得ないこと。何らかの根拠を示さなければならないのであれば、事務管理を適応する場合もあるが、品川区ではこのような形で対応をしていると紹介してはいかがか。

(新井委員長)
千葉市ではどのようにしているか。

(根岸委員)
千葉市は行政が預かっているようである。

(新井委員長)
ここは事務局と佐藤副委員長、横山委員とで話し合っ、もう少しつめてもらうこととする。他はいかがか。

(赤荻委員)
22 ページの提出書類一覧の本人に関する書類の欄、本人の戸籍附票または住民票とあるが、ここは本人の住民票（戸籍の附票でも可）としたほうが良いと思う。
申立書類の欄、66 ページの申立書と 89 ページの申立書付表は必ずセットされているものではないこと、また 89 ページの様式は本人申立用であるので、削除して、実際に利

用する 87 ページからのものだけで良いと思う。

90 ページ後見人等候補者身上書は市町村行政事務担当者が作成をするものではなく、後見人等の候補者が作るものである。必要書類の中に入れれば良いのではないか。

更に記載例も、市町村が申立をしたものに直したほうが良い。申立をできる親族が不在のため、市町村長が申し立てることになった旨を必ず入れなければならない為、千葉市の例を提供しても良い。

(新井委員長)

22 ページは指摘のとおり変更する。記載例については、その様に願います。

9 ページの市町村の役割と責務の中に 3 つの法律を挙げているが、34 ページに改正された老人福祉法第 32 条の 2 も記載した。ここは、この様に分けたままでも良いか。9 ページにも法改正について触れたほうが良いかと思う。

(岡本委員)

細かいところになるが、36 ページ上から 2 つ目の、「現時点では、全くの単独・独立型の個人受任は日本では存在していません。」とあるが、これは特に書かなくても良いのかなと思う。現時点とはいつか、このマニュアルを読むときがいつか定まらない。

(新井委員長)

全く無いのか。

(齋藤委員)

東京家裁の立川支部で、社会貢献型後見人が受任している例がある。この文章は無くてもよいかと思う。今後のことを意識して、いかに後見支援組織が重要であることを強調するために、このような表現になったのだらうと思うが、無くても良いと思う。

(新井委員長)

この表現は正直すぎるだろうから、曖昧に表現したらどうか。単独・独立型の市民後見人は多くないとか、といった表現にしたらどうか。他にないか。

それでは今いただいた意見を、私と佐藤副委員長、横山委員、事務局で相談をしてまとめていきたいと思うが、一任をして欲しい。よろしいか。

<一同了承>

(3) その他

(新井委員長)

それでは残された時間で、委員全員からこのマニュアルのことや、今後の千葉県の成年後見制度のあり方について、発言を頂きたい。

(牧野委員)

浦安市社協は平成 21 年 9 月から法人後見開始して、現在 3 件受任しているが、平成 23 年度新規相談が来ていない。不定期ではあるが、2~3 ヶ月に 1 度のペースで、市内地域包括支援センターと勉強会を開催し、情報交換を行っているので、ニーズの存在は確認をしている。その中で親族がいない、低所得層である、現在日常生活自立支援事業の利用者で能力低下の人など、ニーズの増加は考えられるため、市担当課と調整しながらす

めていきたいと思っている。

(竹之内委員)

柏市社協は、今年度になってからは、船橋市、市川市、習志野市、高知市と市民後見を含めた法人後見に関する視察に対応してきた。県内でも法人後見並びに市民後見に関して期待が高まっている事を感じている。柏市が始めた一昨年(2019年)の8月の頃は、このようなマニュアルはなく、長谷川委員や鈴木委員と協議を続けて、ひとつひとつ法人後見を始めていたことを思い出す。立派な法人後見のマニュアルができたので、県内で新しく法人後見を始める社協がたくさん出てきたら、ありがたい。また、柏市社協は法人後見をスタートしているが、このマニュアルを参考にして勉強をしていきたいと思っている。

(岡本委員)

佐倉市社協は今年度8月から法人後見を始めて、日常生活自立支援事業と法人後見事業の両方で相談対応をしているが、相談を受けていても最終的には法人後見というモノがあるのは、市民にとって良いことだと実感している。だから、県内の社協がたくさん法人後見事業を実施することを期待している。

立派なマニュアルが2つもできたので、研修などでたくさんの人に広めていって、活発になって欲しい。

(根岸委員)

千葉市社協は平成19年度から後見受任を開始し、これまで14ケース受任をしている。ほとんどが施設入所のケースで、あまり困難でないものが多かった。だから、どのような取り組みが必要なのかといった意見を十分に受け取れなかったことが悔やまれる。現在市民後見人を養成しており、来年度あたりから実際に受講者を支援員という形で動いてもらうことになると思う。受講修了者が十分に支援員として活躍してもらえるように、書類整備や支援システムの整備を、このマニュアルを参考にして構築していきたいと思っている。

(齋藤委員)

品川区の社協として千葉県のマニュアル作成の委員として参加できて、感謝をしている。専門三士会のみなさん、ここに参加をしていない社協や行政の支援をよろしくをお願いをしたい。社協だけでは多くの後見ニーズに対応はできないので、専門職の力添えをいただいて、更には市民後見人も含めて、一体となって成年後見の仕組みを作っていく格好の時期が来ていると思う。

(山口委員)

マニュアル作成に当たって、様々な意見や自分が今まで自分なりにやってきたことも含めて、重要点を再認識することができた。いすみ市は小さな市だが、高齢者も障害者も両方を見なければならぬような地域である。このマニュアルを使うことにより、自分の担当は障害者であるが、高齢者の担当や地域包括支援センターと一緒に取組んで行けるので、ありがたいと思っている。今後も色々な面で協力いただけるように願いたい。

(佐藤(有)委員)

普段は他市の関係者と話をする機会がなく、今回は勉強になった。ここで学んだことを参考に、今後も社協と連携を取って制度を充実させ、市民後見人の養成について勉強をしていきたい。

(鈴木委員)

柏市は平成22年度に地域包括支援センターを7箇所委託開始をし、そこに専門職を配置している。市長申立の案件が平成21年度は12件、平成22年が15件、平成23年度12月末現在19件と延びてきている。市民後見人の養成の検討も2年前から行っているが、実現までには至っていない。今年度3年目の予算要求を市役所財政担当と調整を行っているところである。ぜひ来年度は予算獲得をして、ここで学んだことを活用できるようにしたいと思っている。

(山本委員)

委員として参加をさせてもらったが、各市の状況等を教えてもらって、良い勉強となった。今後佐倉市として、申立の際にこのマニュアルを参考にしていきたいと思う。

(赤荻委員)

意見を取り上げてもらって、良いマニュアルが出来たと思う。千葉市で申立担当をしているが、千葉市は受け皿もあって、県内の他市町村から比べると恵まれているほうだと思う。このマニュアルを他市町村がきちんととらえてくれて、市町村間の格差が軽減し、一緒に取り組むことができるようになって欲しいと思う。

(杉本委員)

自分は法人後見のマニュアルに参加をしていたが、先日届いた市町村申立マニュアルをじっくり読んでみた。両方に共通している事は、市町村申立マニュアルの11ページのニーズの発見・連絡・相談・要請だと思う。ここに全てが集約をされているものと思う。市町村や社協がより多くステップアップして、社協が市町村長申立ケースだけでなく、独自に後見ニーズの発見・連絡・相談・要請などをしながら、必要としている人を支えられる後見事業の更なる充実に尽力をして欲しい。

(吉田委員)

委員会に参加させてもらったことに感謝する。社会福祉士会ばあとなあ千葉は、今年度に入って家裁から110件以上の受任者推薦依頼がある。年間25人の受任者養成講座を行っているが、実際に受任者になるのはその1/3程度であるため、家裁からの推薦依頼に対応しきれない状況である。しかし、ほとんどの社会福祉士は他に本業を持っている状況で受任をするので、一人で多数の受任は難しい現状の中で、家裁に断る事のないように努力をしている。特に家裁からの依頼も市町村長申立のケースが多くなっている。今後社協の法人後見や市民後見人の充実が図られれば、社会福祉士も協力をしながら、より多くのニーズに対応していけるものと思う。今後とも協力を願いたい。社会福祉士個人の受任では困難を極める場合もあるが、法人であれば対応出来るものもあるだろうと思った。

(長谷川委員)

3点ほど話したい。

1件社協が受任してしまうと、とかく行政は手を引いてしまいがちであるが、ある程度一緒にやっていかなければならないケースが出てくる。特に法人後見のケースは困難ケースが多いので、必ず行政側との連携が必要ははず。だから、行政側も常に連携が取れるという確約が欲しい。

千葉県は日常生活自立支援事業の利用者が少ない。その利用者の拡大を図る。その為

には審査の方法などを変更しなければならないだろう。市町村申立だけではなく、日常生活自立支援事業の利用者が自ら申し込んでくることもあるだろうと思う。裾野を広げる努力が欲しい。

松戸市のモデル事業のしくなるあいずに関わりを持っているが、財政面は松戸市レベルでも非常に厳しいことを知り、愕然としている。今後千葉県全体の施策がどのような方向に変更していくのか、人口減少する中で、高齢者だけではなく若い世代にシフトした施策は予想されるので、千葉県は非常に厳しくなると思う。認知症高齢者が2025年には320万人になると予想される事態では、市民後見人の養成だけで対応出来るものではない。予算措置というものを市町村や市に任せるのではなく、国に対してきちんと求めていくということ、それぞれが常に意識するべきではないか。

(福田委員)

成年後見制度を必要としている人はどこにでもいる。今も虐待にあっている人はいる。その方たちを救済するのが成年後見制度だと思う。しかし、いざ申立をするとなると、申立人がいない・引受人がない・お金がないの三重苦であったが、これらを解決する方法が、市町村申立・法人後見及び予算措置であろう。どこでも後見制度を利用できる、社会のインフラになる事を期待している。その一つが予算措置だと思うので、努力をしてほしいと思う。

(櫛引委員)

素晴らしいマニュアルがほぼ完成したことに、感謝する。実施主体である市町村が主体的に取り組んでもらうために、県は後方支援をする立場で、このようなマニュアル作成をした。当課は認知症高齢者対策を推進しているが、先日ある開業医から、危機的状況の高齢者の実例を知らされ、「大変だ」の一言であった。その様なケースは組織対応をしていかなないと難しいのではないかと、例えば倫理委員会のような設定をして取り組むことも必要だという、危機的状況の現実を耳にしたところである。このマニュアルは方向性として重要な意味を持つものだと確認をした。マニュアルは作って終わりではなく、ここがスタート。これからマニュアルが活かされて、初めて意義がある。ということを見ると、県としてもこれからマニュアルを使ってもらって、県民がどこにいても同じサービスを受けられるような千葉県にしていかなければならないと思う。お金のことなど課題は多々あるが、関係者みんなでタッグを組んで、今そこにある問題にどのようなことができるのか、一緒にやっていけたら良いと思う。何が出来るか、知恵をしばって施策展開を図りたいので、引き続き協力願いたい。この間の協力に感謝を申し上げたい。

(椎名委員)

今後、成年後見制度を必要とする人が増えて、重要性がますます大きくなると思う。県としては県民に「成年後見制度」を正しく理解してもらうような広報活動を行っていきたい。高齢者や障害者と言った垣根を越えて、後見制度を推進する窓口として、健康福祉指導課が担っていこうということを決めたところである。平成24年度は成年後見制度利用促進事業を新に開始する。市町村長申立マニュアル推進のための研修会や、法人後見マニュアル推進のための研修会、一般県民向けの講習会の費用を予算要求中である。予算がついたら、県社協に実施のお願いをしたいと思っている。

成年後見制度は市町村が果たすべき役割は大きいので、県では担当者のバックアップを考えたい。また、一般県民の理解が広まるように努めたい。県・市町村・社協という関係機関が一緒になって、成年後見制度の普及に努めたいので、よろしく願いたい。

(横山委員)

櫛引委員からもあったが、市町村申立のマニュアルは県からの作成依頼をしたものである。県として作成して、市町村に普及させる目的であるので、これからは県としても市町村に向けてピーアールをしていきたいと思う。今年10月から障害者虐待防止法が施行されるので市町村向けの虐待防止マニュアルの作成作業を進めているところである。その中では市町村長申立マニュアルをセットマニュアルとして、市町村に普及していきたいと思っている。その意味でも、このマニュアルは活かしていかなければならないし、使ってもらえるように働きかけを続けたいと思う。

今回の委員会に参加をして、委員の方々が様々な現場で直面している苦勞を理解し、また、知識も得ることができたので、ありがたかった。また、県の職員としてこのような形で、市町村の現場の皆さんから学ぶ機会、また県の考えを伝える機会をもっと作っていかねばいけなと思った。今後、椎名課長の健康福祉指導課がそのような事業という形で継承をしていくが、これは健康福祉指導課だけに任せるのではなく、障害福祉課、高齢者福祉課も、成年後見制度が必要な方々に関わる課として、一人ひとりの職員レベルから後見制度の必要性を理解していくことが必要なことだと思う。予算についても政策のプライオリティを決めるというのは、予算を考える職員の必要性の認識、強い意識から、決まっていくものである。その意味でも成年後見制度の必要性の理解をしていくことが重要だと思っている。これからも協力いただきたい。

(新井委員長)

平成24年度は成年後見制度にとって重要な年だと思う。市民後見人の養成が本格的に開始される。私も参加している日本成年後見法学会が用意している「成年後見制度利用促進法」があり、条文も作っているので、内閣府に特別委員会を組織しているので、できるだけ早く成立を目指したいと思っている。

その様な大きな流れの中で千葉県がこのようなマニュアルを策定したことは、画期的なことだと思う。全国的にも評価できることである。千葉県は宣伝が不得手、もう少しこのようなことをやっている、上手く宣伝をしたら良いと思う。

委員の皆さん、ご協力ありがとう。県からも3人の課長が参加してくれたのは、県も力を入れている現われだと思ふ。他の委員の皆さんも熱心に参加をしていただき、感謝する。

県社協も長い間、成年後見制度に対して取り組みをしている。その姿勢を維持し、千葉県の成年後見制度の推進力になっていって欲しい。

7 閉会

(伊豆常務理事)

最後にお礼のご挨拶を申し上げます。新井委員長、佐藤副委員長、各委員の皆様には大変ご多忙の中を、毎回長時間を割いていただき、ご尽力を賜り、感謝申し上げます。昨年8月に第1回成年後見制度推進マニュアル作成委員会をスタートさせていただきました。それから3回のそれぞれの部会を開催し、本日を含めると合計5回になります。毎回熱心に、しかも長時間の会議を重ねていただきました。この様に充実した内容のマニュアルにまとめていただき、ありがとうございます。委員の皆様方からは、日々の専門の業務の中からの貴重な意見と、情報、貴重な助言、ご鞭撻を頂きました。

マニュアルができましたが、各委員の皆様からのご指摘のとおり、このマニュアルを使って、県内の市町村や社協、関係する機関の理解を進めていく方法として、また業務上の手引きとして最大限に活用していくように、努めていきたいと思ひます。

引き続き県行政の全面的な応援もいただきながら、社協としてもこの宿題に最大限取り

組みたいと思います。

願わくは千葉県の高齢者や障害者が、成年後見制度を利用できないことによって、様々な困難を強いられるようなことがないように、私共も努力をしていきたいと思います。

最後に県社協の代々の担当者をご指導・ご鞭撻をいただいていることに感謝申し上げます。これからも皆様からのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(高田班長)

委員会は本日が最終日となります。長時間ありがとうございました。